ロ　イに規定する場合以外の場合であって、ハイハンドの合計点数を７点以上とすることができる組合せがある場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の全ての組合せにおけるハイハンドのうち、その合計点数が最大となるものをハイハンドとする。

ハ　イ及びロに規定する場合以外の場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の組合せにおけるローハンドのうち、その合計点数が最大となるものをローハンドとする。

九　八の規定にかかわらず、配布された４枚のパイゴウタイルが次のイからハまでに掲げる組合せであるときは、それぞれ当該イからハまでに定めるところによりハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　１の二の表⑽の項、⑯の項又は⑰の項に掲げるパイゴウタイル並びに同表⑶の項、⑸の項及び⑻の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ　ローハンドの合計点数を７点とし、ハイハンドの合計点数を９点とする。

ロ　１の二の表⑳の項又は㉑の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑱の項又は⑲の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑹の項又は⑾の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑴の項又は⑵の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ　ローハンドの合計点数を７点とし、ハイハンドの合計点数を９点とする。

ハ　１の二の表⑳の項又は㉑の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑷の項又は⑺の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑱の項又は⑲の項に掲げるパイゴウタイル及び当該３枚のパイゴウタイルと６二のイからラまでに掲げる組合せを形成しないパイゴウタイルの組合せ　ハイハンドの合計点数を９点とする。

十　配布された４枚のパイゴウタイルに点数が同じであって強さが異なるパイゴウタイル又は１の二の表⑴の項及び⑵の項に掲げるパイゴウタイルが含まれ、ハイハンド及びローハンドの合計点数がそれぞれ同じ組合せを複数形成することが可能であるときは、そのハイハンドの合計点数が７点以下であるときはそれらの組合せのうちローハンドが最も強い組合せを形成し、８点以上であるときはそれらの組合せのうちハイハンドが最も強い組合せを形成する。ただし、より強さの順位の高い２枚のパイゴウタイルのいずれもがハイハンド又はローハンドに含まれることとなる場合は、当該ハイハンド及びローハンドの点数とそれぞれ同じハイハンド及びローハンドである別の組合せを形成するものとする。

9　勝敗の決定

一　ディーラーは、顧客のハイハンド及びローハンドを表向きにし、それぞれ８の規定により形成されたディーラー自身のハイハンド及びローハンドと比較する。

二　４の三に定める賭けに参加した顧客は、顧客のハイハンド及びローハンドが、それぞれ８の規定により形成されたディーラーのハイハンド及びローハンドより強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、それぞれ当該ディーラーのハイハンド及びローハンドより弱い場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。この場合において、ディーラーのハイハンドが顧客のハイハンドと同じ強さの場合又はディーラーのローハンドが顧客のローハンドと同じ強さの場合は、より強いパイゴウタイルを含むハイハンド又はローハンドが強いものとし、ディーラー及び顧客のハイハンド又はローハンドに含まれるパイゴウタイルの強さが同じときは、ディーラーのハイハンド又はローハンドが強いものとする。

10　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二　４の三に定める賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、19対20のオッズにより算出する。

11　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからヌまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからヌまでに定める措置をとらなければならない。

イ　さいころを転がした後に次に掲げる事実が発生したこと。　再度さいころを転がすこと。

⑴　１個以上のさいころが転がらなかったこと。

⑵　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面がテーブルの上面と平行とならなかったこと。

⑶　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が確認できないこと。

⑷　１個以上のさいころが破損したこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　使用しているパイゴウタイルに次に掲げるもの（二において「不適切パイゴウタイル」という。）が含まれていること。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　点の組合せを示す意匠が表示されていない面が傷付き、又は印が付けられた状態その他当該面を見て点の組合せを示す意匠を推測されるおそれのあるパイゴウタイル

⑵　当該ラウンドで使用されるタイルセットのパイゴウタイル以外のパイゴウタイル

ニ　５の一の規定に従わずにパイゴウタイルが配布されたこと。　９の一の規定により顧客のパイゴウタイルが表向きにされていないときは５の一の規定に従ってパイゴウタイルを配布し直し、パイゴウタイルが表向きにされているときは当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ホ　顧客が自身に配布されたパイゴウタイルに触れる前にディーラーによりパイゴウタイルが表向きにされたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ヘ　全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が自身のハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く前にディーラーに配布されたパイゴウタイルの全部又は一部が表向きにされたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ト　全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が自身のハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く前に顧客が自身に配布されたパイゴウタイルの内容を明らかにしたこと。　当該顧客以外の顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）で自身のハイハンド及びローハンドを形成する前の顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

チ　第九の８に規定する場合を除き、ディーラーのパイゴウタイルが表向きにされたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

リ　８の規定に従わずにディーラー又は７のただし書の求めを行った顧客のハイハンド及びローハンドが形成されたこと。　ディーラー又は７のただし書の求めを行った顧客のハイハンド及びローハンドを８の規定により形成し直すこと。

ヌ　イからリまでに掲げる事実のほか、第九で定める方法によりパイゴウを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。